

# 「臨時福祉給付金」「子育て世帯臨時特例給付金」について

## 趣旨等

消費税率の引上げ(平成26年4月)に際し、

- 1 低所得者に対する適切な配慮を行うため、暫定的・臨時的な措置として「臨時福祉給付金」を支給する。
- 2 子育て世帯の消費の下支えを図る観点から、臨時的な措置として「子育て世帯臨時特例給付金」を支給する。

## 実施主体

市町村  
(平成26年1月1日時点の住民基本台帳登録者を対象)

## 財源措置

全額国庫補助(補助率10/10)

## 実施時期

平成26年度において1回の手続きで支給する。  
(※ 市民税の賦課確定後)

## 臨時福祉給付金

## 子育て世帯臨時特例給付金

### 支給対象者

平成26年度市民税(均等割)が課税されていない者  
(市民税(均等割)が課税されている者の扶養親族等及び生活保護制度の被保護者等を除く。)

平成26年1月分児童手当等の受給者であって、その前年の所得が児童手当の所得制限額に満たない者

### 支給額

- 対象者1人当たり 1万円
- 加算対象※となる年金・手当の受給者は 1万5千円  
(※ 高齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金、児童扶養手当、特別障害者手当など)

- 対象児童※1人当たり 1万円  
(※ 対象児童～平成26年1月分の児童手当等の対象児童のうち、臨時福祉給付金の支給対象者及び生活保護の受給者を除いた児童)

### 対象者数(岩見沢市)

※いずれも推計

21,750人(うち加算対象者13,260人)

【対象児童数】8,500人(公務員等2,200人を含む)

### 事業費(岩見沢市)

※平成26年度当初予算

321,000千円(給付費283,800千円・事務費37,200千円)

96,000千円(給付費85,000千円・事務費11,000千円)

## スケジュール

【5月末～6月初】広報いわみざわ6月号に掲載  
(制度概要・申請方法等の周知)

【6月下旬】対象と見込まれる世帯に案内文・申請書等を郵送  
(返信用封筒を同封)

【7月5日(土)】申請受付開始(申請期限:平成27年1月5日(月))

## 受付方法等

郵送によるほか、以下の施設等に受付窓口を開設する。

- ① 特設窓口【7月5日(土)・6日(日)】  
市役所、北村・栗沢支所、コミュニティプラザ、日の出コミュニティセンター  
南コミュニティセンター、北ふれあいセンター、幌向ほっとかん ※計8か所
- ② 常設窓口【7月7日(月)以降の開庁日】  
市役所、北村・栗沢支所、  
各サービスセンター(有明交流プラザ、朝日、幌向、美流渡) ※計7か所